

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月15日
【発行者名】	トーセイ・リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 北島 敬義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 REIT運用本部財務企画部長 宮石 啓司
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
【電話番号】	03-3433-6320
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

トーセイ・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資方針を一部変更するために、規約の一部変更議案（以下「本件議案」といいます。）を、2020年7月22日開催予定の本投資法人の第4回投資主総会（以下「本件投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

変更の概要

本投資法人は、規約第12条（投資方針）に規定する投資対象を、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産又はその裏付けとなる不動産関連資産とし、その用途はオフィス、商業施設、住宅、ホテル及び物流施設としておりましたが、本投資法人の収益変動リスクを抑制し、より安定的なポートフォリオを構築するために、本投資法人の投資対象からホテルを削除し、本投資法人の資産運用の対象とする資産の種類を変更します。

規約の一部変更の内容

本件投資主総会に付議された規約変更のうち、上記の投資方針に関する変更の内容は以下のとおりです。

規約 新旧対照表 (下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第12条（投資方針） 1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、主としてオフィス、商業施設、住宅、ホテル（和式又は洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。）及び物流施設（これらの複合用途を含む。）とする。 2.～3. (省略)	第12条（投資方針） 1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、主としてオフィス、商業施設、住宅及び物流施設（これらの複合用途を含む。）とする。 2.～3. (現行どおり)

(2) 変更の年月日

2020年7月22日

ただし、本件議案が本件投資主総会において承認可決されることを条件とします。

以 上